

【品質点】

大項目	中項目	設問（具体的な項目）	配点		
【A】事業の実施方針	事業運営の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 上位計画（マスタープラン、マネジメントプラン等）を踏まえた事業目的や基本方針、当該地における事業の必要性 など 事業コンセプト 当該地の地域特性や立地特性などを踏まえた整備、管理運営についての基本的な考え方 中地区の魅力創出や利用者の利便性向上に寄与するための事業方針 など 	5		
	公園全体及び地域との連携の方針	<ul style="list-style-type: none"> りんくう公園全体の魅力向上や地域との連携に関する方針 今回、P-PFIにて整備後新たに指定する中地区の指定管理者に加え、既存（北地区）の指定管理者による公園全体の管理運営やイベント等との連携方針 など 			
【B】事業の実施体制	事業の実施基盤	<ul style="list-style-type: none"> 応募者の直近3年の財務諸表（貸借対照表他） 応募者の直近3年の事業報告書、最新の事業計画書 	20		
	事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 申請法人、申請グループの代表構成団体及び構成団体の役割分担と業務実績 業務の実施体制、緊急時の体制、人員の配置 など 			
	リスクと対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 社会情勢の変化等の不測の事態発生時のリスク管理等の計画 など 			
	資金調達計画及び収支計画	<ul style="list-style-type: none"> 初期投資額、資金調達方法 各公園施設における投資計画及び収支計画 投資計画における積算根拠 			
【C】施設の整備計画	公募対象公園施設、特定公園施設の整備計画	【共通事項】	35		
		<ul style="list-style-type: none"> 施設名 ・ コンセプト ・ 設置場所 ・ 施設所有者名 経営事業者名 ・ 使用面積、建築面積、構造 ・ 施工計画 各公園施設や公園全体として優れたデザイン 魅力的な景観形成に資する点（デザイン、素材、色彩、緑化等） バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した点 安全性・防犯性に配慮した点 その他整備に関する事項 			
		【公募対象公園施設】			
		<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者の利便性を高めるための収益施設、駐車場、管理事務所の整備 公共性・公益性に配慮した点 			
		【特定公園施設】			
		<ul style="list-style-type: none"> 公募対象公園施設の周辺に設置することで公園利用者の利便性が一層向上する特定公園施設として、園地、植栽、便所、照明、上下水道、基盤造成等の整備 			
【D】施設の管理運営計画	公募対象公園施設の管理運営計画	【公募対象公園施設】	20		
		<ul style="list-style-type: none"> 公募対象公園施設の総合的な管理運営計画の考え方 公園利用者の利便向上、安全・安心に配慮した点 公共性・公益性に配慮した点 今回、P-PFIにて整備後新たに指定する中地区の指定管理者に加え、既存（北地区）の指定管理者との連携 災害時における危機管理に配慮した管理運営計画の考え方 設置管理の期間 ・ 営業時間 ・ 利用者及び地域の安全安心に配慮した点 ホスピタリティあるサービスに配慮した点 高齢者、子ども連れ、障がい者、要介護者の方々の利用に配慮した点 営業時に発生する音・振動・臭いで懸念される点及びその対策 販売概要（アルコール・テイクアウト販売希望の有無含む） 公園利用者が店舗を利用することによって生じる公園内のゴミの回収等に対する考え 従業員の配置体制 対象年齢、年間集客数、売上高（客単価、年間売上高）、提供内容（メニュー、価格等）、営業日、営業時間等の施設利用に関する事項 			
		【りんくう公園全体の魅力向上や地域との連携に関する取組】			
		<ul style="list-style-type: none"> りんくう公園全体の魅力向上や地域との連携に関し、公募対象公園施設を活用した取組 			
		小計		80	

※【A】【B】【C】【D】までの80点に対し、32点に満たない場合は失格とします。

【価格点】

大項目	中項目	設問（具体的な項目）	配点
【E】価格点	価格提案	<ul style="list-style-type: none"> 公募対象公園施設の設置許可使用料の総額 + 特定公園施設に係る府提示額と提案額との差額 	20

※その他の不適格事項等、審査に際しての注意点については、公募設置等指針を参照してください。